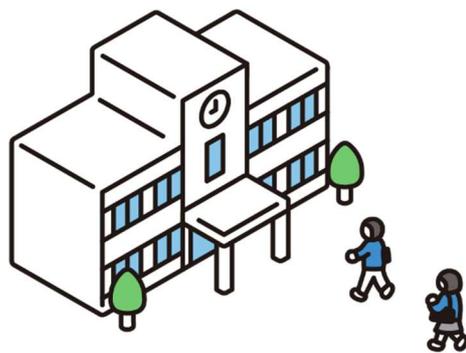


南あわじ市小中学校のあり方検討方針



令和7年8月

兵庫県南あわじ市

目 次

1. あり方検討方針作成にあたって

- (1) 方針作成の背景
- (2) 市内小中学校の現状

2. 小中学校のあり方についての基本的な考え方

- (1) 学校規模・通学距離や時間の目安について
- (2) 学級編成について
- (3) 小規模校のメリット・デメリット

3. 南あわじ市の小中学校のあり方について

- (1) 標準的な規模及び配置
- (2) あり方について検討に入る学校についての考え方

4. 検討の進め方

- (1) 学校の指定
- (2) 地区別説明会の開催
- (3) 地域協議会の設置
- (4) 計画の策定
- (5) 検討スケジュール



1. あり方検討方針作成にあたって

(1) 方針作成の背景

少子高齢化社会の進行、高度情報化や国際化の進展、産業構造の変化など、社会情勢が大きく変化してきた現在、南あわじ市においても教育環境の変化への対応が必要となります。特に小中学校においては児童生徒数の減少が顕著であり、今後の学校施設のあり方についての検討は喫緊の課題です。

小中学校は、義務教育期の子どもたちの学習と生活の場としての施設であるだけでなく、地域コミュニティの核として、防災や地域交流等の拠点としての重要な役割を持っていることから、行政と地域が協働して「児童・生徒や地域住民にとって望ましい学校の姿」を検討していくことが重要です。

平成23年4月に策定した「南あわじ市教育施設再編基本計画」では、5年間の計画で市内小中学校を含む教育施設の再編について計画を示し、いずれの施設も市民にとって身近で密接に関係する施設であることを念頭に置きながら、本市の財政事情に鑑み、市内における施設の適正な配置バランスを考慮しながら総合的に計画を進めてきたところです。

今後、少子化と学校の小規模化がますます進むことが予想される中、今回作成したあり方検討方針は、南あわじ市の児童生徒にとって望ましい教育環境について協議し、整備していくため、それぞれの学校のあり方を検討していく時期や考え方を示すものです。

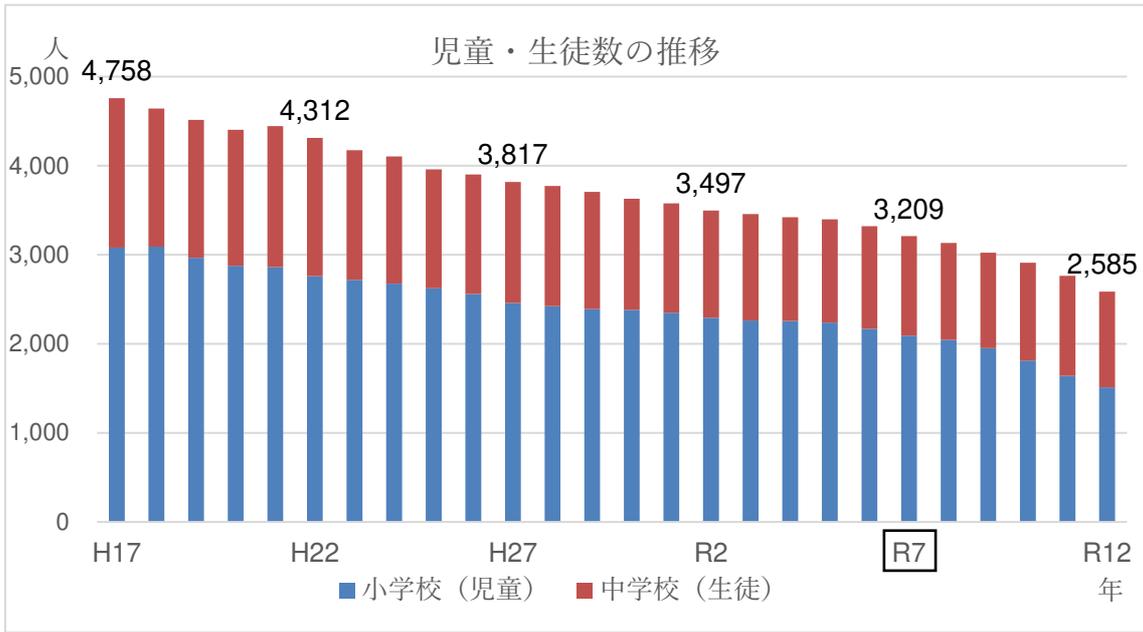
(2) 市内小中学校の現状

南あわじ市では、令和7年5月1日現在、小学校15校に2,091名の児童、中学校5校に1,118名の生徒が通っています。市内の児童生徒数は、平成17年度から令和7年度の20年間で32.6%減少しており、今後も減少を続けると推計されています。(3ページ参照)

これまで南あわじ市では、平成23年4月に策定した「南あわじ市教育施設再編計画」に基づき、地域や関係者と協議を重ねながら児童生徒数の減少に合わせた学校のあり方を検討し、それぞれの学校において統合や小規模校としての存続などの選択をしてきました。この計画の中で示された小中学校の再編については、令和4年3月の市立倭文中学校の統合をもっていったん終了となっています。しかしながら、児童生徒数は現在も減少傾向が続いていることから、小中学校のあり方について今後も検討を続けていく必要があります。

現在、既に市内では小学校のすべてがいわゆる小規模校、中学校でも6割が小規模校に分類されています(3ページ)。さらに複式学級を有する学校もある中で、今後も引き続き児童生徒が、多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨しながら、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていけるよう、より良い教育環境について考えていかなければなりません。

また、市内には市域を越えた校区を有する組合立小中学校も存在します。それぞれの学校におけるこれまでの経緯等についても十分に踏まえ、検討を進める必要があります。



市立小・中学校の学級数別分布図(令和7年度)

令和7年5月1日現在

※特別支援学級は、学級数に含めず、児童生徒数には含めて記載

学校数	15校(100%)											0校			0校																														
小学校	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>複列</td><td>202</td></tr> <tr><td>神代</td><td>146</td></tr> <tr><td>阿方</td><td>128</td></tr> <tr><td>北阿方</td><td>113</td></tr> <tr><td>賀集</td><td>186</td></tr> <tr><td>辰美</td><td>184</td></tr> <tr><td>松帆</td><td>184</td></tr> <tr><td>志知</td><td>181</td></tr> <tr><td>八木</td><td>181</td></tr> <tr><td>湊</td><td>162</td></tr> <tr><td>福良</td><td>162</td></tr> <tr><td>沼島</td><td>16</td></tr> <tr><td>倭文</td><td>38</td></tr> <tr><td>市</td><td>226</td></tr> <tr><td>広田</td><td>287</td></tr> </table>											複列	202	神代	146	阿方	128	北阿方	113	賀集	186	辰美	184	松帆	184	志知	181	八木	181	湊	162	福良	162	沼島	16	倭文	38	市	226	広田	287				
複列	202																																												
神代	146																																												
阿方	128																																												
北阿方	113																																												
賀集	186																																												
辰美	184																																												
松帆	184																																												
志知	181																																												
八木	181																																												
湊	162																																												
福良	162																																												
沼島	16																																												
倭文	38																																												
市	226																																												
広田	287																																												
学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	~18	19~																														
学校規模	小規模校											適正規模校			大規模校																														
適正規模等に関する手引き	複式学級が存在する規模					単級	全学年ではクラス替えできない	半分以上の学年でクラス替えができる				標準規模校			大規模校																														

学校数	3校(60%)								2校(40%)				0校										
中学校	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>沼島</td><td>20</td></tr> <tr><td>広田</td><td>120</td></tr> <tr><td>西淡</td><td>207</td></tr> </table>								沼島	20	広田	120	西淡	207	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>南淡</td><td>303</td></tr> <tr><td>三原</td><td>468</td></tr> </table>				南淡	303	三原	468	
沼島	20																						
広田	120																						
西淡	207																						
南淡	303																						
三原	468																						
学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	~18	19~								
学校規模	小規模校								適正規模				大規模校										
適正規模等に関する手引き	複式学級が存在する規模		単級	全学年ではクラス替えできない	同学年に複数教員を配置できる				免許外指導の解消が可能			標準規模校	大規模校										

2. 小中学校のあり方についての基本的な考え方

(1) 学校規模・通学距離や時間の目安について

国における望ましい規模や、通学距離・通学時間の一定の目安については、法令や手引き、基準等に定められており、以下のとおりとなっています。

学校の規模等について

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第41条（中学校は準用）

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月27日文科

科学省）

小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要であり、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましい。

中学校では、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となり、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましい。

ただし、学校が地域コミュニティの存続に決定的な役割を果たしている等、様々な地域事情を考慮し、手引の内容を機械的に適用することは適当でなく、検討の参考資料とする。

通学距離・通学時間について

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）

第4条

適正な学校規模の条件は、通学距離が小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること。

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という基準はおおよその目安として妥当であり、通学時間については、適切な通学手段を確保することで、おおむね1時間以内をおおよその目安とすることが適当である。

(2) 学級編成について

公立学校の学級編成等については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」によって定められています。令和3年4月1日に施行された「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」では、Society5.0時代の到来や子どもたちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、個別最適な学びと協働的な学びを実現し、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために令和3年度から令和7年度にかけて公立の小学校の学級編成の標準を段階的に引き下げることとされており、小学校では令和7年度から全学年が35人、中学校第1学年から第3学年までは40人が学級編成基準となっています。

また、複式学級の編成基準は、小学校においては2つの学年の児童数の合計が16人以下（兵庫県は14人以下）、第1学年を含む場合は8人以下となっています。中学校においては、複式学級の編成基準の設定はありません。

(3) 小規模校のメリットとデメリット

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」により示されている小規模校のメリット・デメリットを考慮し、より良い教育環境を目指します。

	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none">一人ひとりの状況を的確に把握でき、きめ細やかな指導が行いやすい。意見や感想を発表できる機会が多くなる。運動場や体育館、特別教室が余裕をもって使える。体験学習や校外学習を機動的に行える。地域の協力が得られやすいため、地	<ul style="list-style-type: none">グループ学習や班行動が行いにくい。クラブ活動や部活動の種類が限定され、選択の幅が狭まりやすい。運動会等の学校行事、球技や合唱・合奏などの集団学習の実施に制約が生じる。集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。児童生徒数、教職員数が少ないため、グ

	域の教育資源を最大限に活かした教育活動が展開しやすい。	ループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導等、多様な学習・指導形態を取りにくい。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりがリーダーを務める機会が多くなる。 異学年間の交流など、児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。 児童生徒数が少ないからこそ登校できる児童生徒がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女比に偏りが生じやすい。 多様なものの見方や考え方、表現の仕方に触れたり、切磋琢磨したりする機会が少なくなりやすい。 児童生徒の人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などを把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。 全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 学校が一体となって活動しやすい。 施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 指導上課題がある子供の問題行動に、クラス全体が大きく影響を受ける クラス替えが全部または一部の学年でできない。 教員それぞれの専門性を生かした教育が受けられない可能性がある。 教職員数が少ないため、経験、教科、特性等の面でバランスのとれた配置を行いにくい。 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域社会との連携が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> PTA 活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。

3. 南あわじ市の小中学校のあり方について

国が示す基準によると、南あわじ市の小中学校は多くが複式学級や単級、または全学年でのクラス替えができない、いわゆる小規模校となっています。こうした小規模校においては、一人一人の状況を的確に把握でき、きめ細やかな指導が行いやすいといったメリットもある一方、児童生徒数や教職員数が少なくなることにより関係性が固定化したり、多様な学習・指導形態がとれないといった課題が生じてしまう可能性があります。

現在、南あわじ市では、沼島小中学校において小規模特認校制度を活用した小中一貫教育を行っているほか、学校規模に応じてそれぞれの学校がメリットを最大限に生かしつつ、児童生徒が「学ぶ楽しさ」を実感できる取り組みを進めています。

また、組合立広田小中学校は、南あわじ市と洲本市の両市に校区を有しており、両市（南あわじ市制施行前は三原郡緑町）がこれまでさまざまな協議を行いながら組合として存続してきた経緯があります。

しかし、南あわじ市内及び組合立学校区における児童生徒数は今後も減少傾向が続くことが予想され、少子化の影響に鑑みると小学校においてより大きな課題となっていくことが考えられます。

そこで南あわじ市では、法令や手引き等が示す望ましい規模・配置を基本としつつ、今後の生徒数の推移、地域及び保護者等の意見を踏まえながら、学校が望ましい姿になるよう検討していくため、国の考え方に準拠した標準的な規模や配置を定めるとともに、今後のあり方について検討に入る学校の考え方を以下のとおりとします。

(1) 標準的な規模及び配置

小学校の学級数

一定程度の児童数（1学級20人を割らない程度）を確保でき、1学年1学級（複式学級を有しない6学級）以上を円滑な教育活動が実施できる標準的な規模とします。

中学校の学級数

一定程度の生徒数（1学級20人以上）が確保でき、クラス替えが可能な1学年に2学級以上を標準的な規模とします。

校区の広さ

小学校区とこれを含む中学校区が効率的に連携できる程度の広さを標準的な配置とします。

通学距離と時間

徒歩、自転車の通学については、小学校はおおむね4 km以内、中学校はおおむね6 km以内とし、スクールバス等を活用する場合はおおむね1時間以内を目安とします。

- (2) あり方について検討に入る学校についての考え方
(以下の状況が継続すると見込まれる場合)

小学校

複式学級を有することとなった学校

中学校

各学年が1学級ずつで1学級あたり20人未満となった学校（今後の状況をみながら考え方について適宜見直しを行います）

※児童生徒数やクラス数等については、毎年度の学校基本調査報告数値（毎年5月1日現在）によるものとする。

4. 検討の進め方

(1) 学校の指定

教育委員会にて、前述の考え方にに基づき、今後の推移も踏まえつつ地域ごとの実情を考慮した上で、あり方を検討すべき学校を「検討を開始する学校」として指定します。

(2) 地区別説明会の開催

指定された学校の地域において、保護者説明会、地域住民説明会を開催し、課題の共有を図ります。

ここでは、指定された学校の現状と学校規模による教育上のメリット・デメリットなどを共有し、今後の検討にかかる協議の流れについて説明を行います。

学校は児童生徒のための教育施設であるとともに、地域住民にとっても避難所等、コミュニティの中心となる場所であることから、検討については、行政が一方的に進めるのではなく、保護者や地域住民が中心となって進めていくことが重要です。

なお、検討していくための判断材料としてこれまでの経緯を十分踏まえるとともに、小規模校の存続、または統合それぞれの事例を複数紹介するほか、ICT等を活用することによって克服可能なデメリットなどについても丁寧に説明を行い、あらゆる可能性を模索できるための素地を整えます。

(3) 地域協議会の設置

地区別説明会開催後、地域の小中学校、未就学児の保護者、自治会代表者、地域団体の代表者等で組織する地域協議会を設置し、地域における課題や指定された学校の今後のあり方について協議を行います。なお、協議にあたっては必要に応じて関係機関とも連携しながら、地域内の各種公共施設との複合化なども含め多様な手法について検討します。

地域協議会の運営については、地域ごとの実情に沿って定め、十分な検討を経て学校の存続・統合等についての合意形成を図った後、地域協議会を解散することとします。

(4) 計画の策定

地域協議会での合意結果を踏まえ、教育委員会が具体的な学校のあり方について計画を策定し、地域の保護者、住民、学校と教育委員会が協働し計画を推進します。

小規模校として存続する場合は、小規模特認校制度の導入をはじめとして小規模校の良さを活かした特色ある学校づくりを目指します。

統合し、学校規模の拡大を行う場合は、統合の対象となる学校の児童生徒の環境の変化への対応や、地域との関係性を考慮し、各方面への負担がなるべく少なくなるように計画していきます。

(5) 検討スケジュール

上記(1)～(4)については、概ね以下のスケジュールを念頭に置きつつ進めていきます。

